

ワールドマスターズゲームズ 2027 関西 閉会式詳細計画作成業務及び運営業務委託仕様書

1 業務名称

ワールドマスターズゲームズ 2027 関西 閉会式詳細計画作成業務及び運営業務委託

2 本大会及び閉会式の概要

(1) 大会概要

- ・大会名 ワールドマスターズゲームズ 2027 関西
 - ・主催 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ 2021 関西組織委員会
開催府県政令市実行委員会及び開催市町等実行委員会
 - ・大会期間 令和9年5月14日(金)～30日(日)(17日間)
開会式：令和9年5月14日(金)
閉会式：令和9年5月30日(日)
 - ・公式競技 全35競技59種目
 - ・開催場所 競技：関西各地域
開会式：京都市
閉会式：大阪市
 - ・参加対象者 概ね30歳以上とし、競技ごとに別に定める
- ※大会基本理念及び大会テーマコンセプトは、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西 HP を参照のこと。

<https://wmg2027.jp/games/aboutwmg/>

(2) 閉会式

- ・主催 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ 2021 関西組織委員会
ワールドマスターズゲームズ 2021 関西 大阪市実行委員会
- ・日程 令和9年5月30日(日)
- ・時間 18時30分～20時(開場：17時30分)(予定)
- ・会場 グラングリーン大阪(予定)
- ・参加者数 3,000～5,000人

3 委託業務内容

受託者は、事業全般にかかる閉会式詳細計画作成業務及び運営業務を行うものとする。

閉会式詳細計画については、閉会式基本方針を基に作成するものとする。

運営業務については、閉会式詳細計画を基に実施するものとする。

また、本大会実施に係る調整の過程で、業務内容の修正及び追加が必要となった場合は、これに対応するものとする。

(1) 閉会式にかかる詳細計画の作成

以下のアからサについて、詳細計画を作成すること。

ア 演出計画、全体構成

- ① 各演目については、事業趣旨をふまえ国内外の参加者が楽しめるものとする。
- ② 日本・大阪ならではの特色（歴史的・文化的魅力等）を生かした演出をすること。
- ③ 競技関係者のほか、大会関係者やボランティア、スタッフ、一般市民も楽しめる演出とすること。
- ④ ステージ演出及び出演可能な出演者、司会者を盛り込むこと。
- ⑤ 出演者のキャスティング、連絡調整を行うこと。

イ 式典実施計画

- ① 閉会式の各演出の詳細なプログラムを作成すること。
- ② 閉会式の各演出のイメージパースを作成すること。

ウ 閉会式運営計画

- ① 運営組織体制、スタッフ構成、人数・配置などを取り入れること。
- ② 会場周辺施設・住民等への配慮すべき事項や騒音対策について取り入れること。
- ③ 業務フロー、緊急時対応、荒天時対応などを取り入れること。

エ 閉会式会場一帯の運営・おもてなし・交流にかかる計画

- ① 参加者同士が交流できる演出を行うこと。
- ② 大阪・関西の魅力発信につながる食や物産等のブースを用意するなど、国内外の多様な世代が市民と交流できる場を創出すること。

オ 関係機関等（閉会式会場含む）との連絡調整

- ① 警察署・消防署、近隣住民・企業、関係機関等との連絡調整は、ワールドマスターズゲームズ2021関西 大阪市実行委員会（以下、実行委員会という。）の指示のもと状況に応じて受注者が行うこと。

また、駐車場、イベント当日に使用する会議室、控室等の確保等、運営・設営等に係る詳細についても実行委員会の指示のもと調整を行うこと。

カ ボランティアにかかる運営計画

- ① 必要なボランティアの配置人数・役割分担を検討すること。語学ボランティアを含む。
- ② ボランティアに関する連絡調整や問い合わせ対応などを行うこと。
- ③ ボランティア運営計画及び、ボランティアマニュアルを作成すること。

キ セキュリティ・輸送・駐車場計画

- ① 出演者の輸送・動線・駐車場を取り入れること。
- ② 出演者の控室、必要物品の調達、動線確認を行うこと。
- ③ 参加者の集客導線計画を作成すること。

ク 警備等安全対策について（大規模災害・テロ対策含む）

- ① 必要な警備の配置人数・役割分担を盛り込むこと。
- ② マニュアルの作成及び必要物品の確保等
- ③ 研修会場の確保、企画立案及び実施

ケ 会場設営・撤去、搬入出計画

- ① 会場の設営・撤去及び必要な資材等を調達すること
- ② 事業設営・終了・搬入出時における来場者の安全な誘導方法について、十分に検討されていること。
- ③ 雨天時の対策が検討されていること。
- ④ ごみ収集計画及び閉会式終了後に会場内清掃計画が検討されていること。

コ 閉会式会場レイアウト

- ① 会場のレイアウト図、舞台・会場装飾、配席図を作成すること。
- ② 多様な文化背景を持つ外国人や、障がい者の参加者等に配慮した会場レイアウトとすること。

サ その他、全体計画の作成にあたり、委託者が指示する事項

(2) 閉会式運営業務

以下の①～③により、運営・実施すること。

- ① 3 (1) のアからサにより作成した詳細計画に基づき、閉会式を運営・実施すること。

ア 演出、全体構成

イ 式典実施

ウ 閉会式運営

エ 閉会式会場一帯の運営・おもてなし・交流

オ 関係機関等（閉会式会場含む）との連絡調整

カ ボランティアにかかる運営

キ セキュリティ・輸送・駐車場

ク 警備等安全対策について（大規模災害・テロ対策含む）

ケ 会場設営・撤去、搬入出

コ 閉会式会場レイアウト

サ その他、全体計画の作成にあたり、委託者が指示する事項

- ② 閉会式当日の会場記録写真資料を作成すること。

- ③ その他、閉会式を運営・実施するにあたり、委託者が指示する事項

(3) その他

V I P及び大会を主宰するワールドマスターズスポーツの役員等の来賓対応や協賛企業等の出展（店）計画は別途協議する。

4 実施体制

① 業務実施体制

受託者は、受託者側の業務実施体制を明確にすること。また、実際に本業務に従事する者「以下「業務従事者」という。」を明確にすること。

② 人員配置体制

受託者は、円滑に本業務を遂行するため、業務従事者の中から、業務従事者を指揮監督する運営管理責任者を定めること。

また、市実行委員会担当者との連絡調整にあたるワールドマスターズゲームズ2027関西業務専任の連絡調整責任者を定めること。運営管理責任者及び連絡調整責任者は、スポーツに関する国際大会の運營業務の経験があることが望ましい。

運営管理責任者、連絡調整責任者及び業務従事者の氏名は、①の業務実施体制と併せて市実行委員会に報告すること。

③ 連絡調整

実行委員会と緊密に連絡を取り、情報を共有しながら業務を推進すること。

5 作業スケジュール

令和8年5月上旬	契約
令和8年5月上旬 ～ 令和9年5月末	協議・打合せ
令和8年7月初旬	閉会式詳細計画 成果物素案
令和8年10月末	閉会式詳細計画 最終成果物
令和9年5月30日	閉会式
令和9年6月	閉会式運營業務 完了報告書

6 成果物及び報告書の提出

(1) 成果物・報告書

詳細計画においては成果物を作成後に、閉会式の運營業務にかかる閉会式当日の会場記録写真資料及び完了報告書については閉会式実施後に、それぞれ電子データにより提出するとともに、実行委員会が指定するものについては、必要部数を紙で提出すること。なお、必要に応じて概要版等の提出を求める場合がある。

<全般>

① 閉会式詳細計画

<会場関係>

- ① 会場施設・設備使用計画
- ② 設営・撤去、搬入出計画
- ③ 会場レイアウト計画
- ④ 会場記録写真資料

<演出関係>

① 式典実施計画

<運営関係>

- ① 運営計画
- ② 閉会式会場一帯の運営・おもてなし・交流にかかる計画
- ③ 関係機関等との連絡調整
- ④ ボランティア運営計画
- ⑤ ボランティアマニュアル
- ⑥ セキュリティ及びVIP輸送計画・駐車場計画

<安全対策>

- ① 警備等安全対策（大規模災害・テロ対策含む）
- ② 出演者・入場者安全対策
- ③ 医療・救護対策計画

(2) 成果物・報告書の帰属

本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権を含む。）その他の権利は、すべて実行委員会に帰属する。

7 その他

- ① 提案された内容すべてにおいて、実施することを確約するものではない。
- ② 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。
※令和7年度に作成した閉会式基本方針をベースとし、令和8年10月頃までを目途として、実行委員会と協議しながら、演出・プログラムの計画を取りまとめることとする。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市経済戦略局企画総務部総務課へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市経済戦略局企画総務部総務課へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限って、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- ・生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- ・前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- ・生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- ・画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- ・インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- ・生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- ・生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- ・契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- ・著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- ・生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- ・生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- ・生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- ・生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- ・情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。